



# ピチピチ 消費生活だより

令和5年1月号

こんにちは！岡山市消費生活センターです！  
今年から、「ピチピチ消費生活だより」と題名を新たにし、地域のみなさまへ、新鮮で身近な消費生活情報をお届けします。ぜひご家族やご友人の間で話題にしていだければと思います。

## 【事例】

「着物を買取る」と業者から電話があり来訪を許可した。

用意した着物は少し見ただけで、「貴金属はないか」としつこく聞いてきた。

断ったが長時間居すわられ、しかたなく指輪を見せると強引に買い取られた。後で調べると相場の半値以下だった。

不用品買取  
のはずが、  
貴金属を強引に  
買い取られた！

## 【ひとことアドバイス】



※消費者庁イラスト集より

- ★電話で着物など不用品を買い取ると言いながら、実際には貴金属を強引に買い取る「押し買い」のトラブルが後を絶ちません。
- ★法律で、事前に電話で勧誘した物品以外の買い取りを勧誘することは違法です。
- ★契約後も書面の交付日を含め8日以内ならクーリングオフできます。しかし、渡したものが確実に戻る保証はありません。
- ★業者の来訪の際には、一人で対応せず、できるだけ近所の人や家族に同席してもらうようにしましょう。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

## 岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時

(祝日・年末年始除く)

岡山市消費生活センター公式LINEで  
最新の消費生活情報をチェック！

